

報道取材と肖像権侵害（一）

肖像権侵害事件を中心として

箭 川 哲

一、序・報道取材の自由と人権侵害

二、許容される肖像撮影（以上本号）

三、撮影方法の制約

四、むすびにかえて

一、序・報道取材の自由と人権侵害

(i) マス・メディアの報道取材行為に対する人権侵害の批判は、今にはじまったことではない。

しかしながら、近時、報道取材の行き過ぎや、報道姿勢そのものを問題にする意見がみられるようになった。また、マス・メディアの報道取材をテーマとする著作・特集なども複数刊行されている。^①

過去の例をみると、マス・メディアの報道取材への批判に高揚下降の波があるのは、事実のようである。^②

もつとも、こうした批判の周期性の背後には、その時々の社会構造や文化要因がかかわりあっていることを考えれば批判の周期的登場の原因を一概に論じることとはできないと思われる。

しかしながら、現在の批判に限定するならば、ここ数年間にあいついで登場した「フォーカス」「フライデー」などの写真週刊誌の報道姿勢や、テレビ・レポーターの無差別取材合戦に対する道義的批判が高まっていたところに「北方ジャーナル事件」最高裁判決が示されるといった事情が重なったためと思われる。

(ii)とところで、新聞雑誌などの報道取材に対する批判は、すでに昭和二十年代後半にあらわれている。

提唱は弁護士会によるもので、主眼は、被疑者の名誉保護である。つまり、警察の行方起訴前の被疑者、被疑事実の公表を控えてほしいとする内容である。^③

いわゆる「警察発表」の問題であるが、「発表」が記者クラブ、あるいは取材記者に個人的になされ、報道されると、「犯罪報道」の問題にもなるわけである。

右弁護士会の批判は、昭和二十五年から翌二十六年にかけてなされたが、ほぼ、同じころ、日本新聞協会内に「第一次新聞法制研究会」が設置され、(昭和二十五年五月)、法制面での研究が行なわれた。^④

同研究会は、法学者、新聞人で構成され、^⑤「主として新聞の自由を中心に研究を進め」た結果、昭和二十七年「新聞の自由」^⑦を公表した。

また、昭和二十九年九月、同様に「第二次法制研究会」が設置され、「主として新聞の責任の面を明らかにする」方針で研究が進められ、昭和三十一年には「新聞の責任」^⑨が出版されることになった。

これにたいして、第二の批判のピークは、ほぼ昭和三十六・七年前後である。

もちろん、この間、批判が全く行なわれなかったという意味ではない。

途切れることなく批判はつづけられているのであるが、昭和二十七年ころからはじまるこの時期の批判が、マス・メディアの報道取材の“倫理”面を問題にしたという点で前期の批判と区別されるのである。

こうした批判が登場するようになった最大の要因は、占領政策からの開放である。

昭和二十七年、日本は、「日本国との平和条約」の発効により、ようやく七年間の占領期を脱した。述べるまでもないことであるが、日本の主権回復とともに、各種の占領法規（指令・覚書）が廃止されることになった。

そして、また、占領期の言論政策の支柱であったプレス・コードをはじめとするメディア規制法も廃止され、言論も自由になった。

このこと自体は、真の意味での自由なプレスの誕生を意味し、問題とすべきすじあいではない。が、一部に自由を濫用し、報道取材の自由が報道取材の横暴に転化する場面がみられるようになった。これが、“倫理”面での批判のきっかけになった。

つまり、「『新聞の自由』によって従来以上のきびしい批判の対象にされるようになったもの、たとえば政治家、資本家、労働運動の指導者、官僚、警察、司法官、教師などの中には、『新聞の自由』を重荷に感じ、新聞を批判し攻撃するものも多くなった。とくに独立後にその傾向が急激に強くなった。その原因は新聞側にもないとはいえない。たとえば、自由を乱用するいわゆる『ゴロツキ新聞』の横行も局部的に見られた。一般の新聞の報道についても名誉、人権の尊重において完全とはいえないものも数多く見受けられた。取材者の仕事に熱心なあまりの取材現場での行きすぎ、新聞社との過度競争のために起るスクープ争いなども、常に話題にされた。これらは相まって新聞の信用を低め、新聞の自由についての批判の材料にされるようになった。」⁽¹⁰⁾

プレスにとって、こうした煽情的報道に対する批判への対応、さらに、当時（昭和二十年ころ）表面化しはじめた

プレスコードに代わる言論規制立法の阻止が当面の課題になった。^⑪

この結果、「自己規正」による報道取材の自由、言論の自由の確保が登場することになった。^⑫

たとえば、昭和三十年十月十五日、「新聞倫理綱領」が補正されている。同綱領そのものが、もともと、「新聞倫理」の確立を目指していたことは、新聞協会が自ら認めているが、^⑬この補正によって、「自己規正」による倫理確立ははかられるようになった。

なお、「自己規正」についてであるが、たしかに評価すべき点はあるが、人権保護の万能薬とは限らず、また、「自己規正」の結果、マス・メディア関係者以外の市民が情報から疎外される危険性があるといった点をも考えるならば、その肯否判定には慎重さが要求されるであらう。^⑭

「自己規正」については、これをテーマとして再度検討するつもりであるが、いずれにしても、功罪両側面を考慮する必要があると思われる。

新聞協会が指向する「自己規正」の強化は、昭和三十一年三月の「マスコミ倫理懇談会」の設立という結果をも、もたらした。

右「懇談会」が、本来、「自己規正」による言論の自由の確保を目指したことは、「会員団体は、新聞、放送、テレビ、出版、レコード、紙芝居などあらゆるマス・コミ関係を打って一丸としたもの、目的は言論表現の自由確保につとめるとともに、その一方においては業界の自己規正強化により、その使命を全うしよう」とする団体設立の目的趣旨に明らかである。^⑮

昭和三十年、右「懇談会」内に、「マスコミ倫理研究会」が設置された。

右「研究会」がその母団体である「マスコミ倫理懇談会」の精神と目的を忠実に反映していることは、その「研究

会」の目的条項^⑮からもうかがえるが、研究報告書として昭和四十一年発刊された「マスコミの社会的責任」^⑯の冒頭「まえがき」は、如実にこの「研究会」の性格をあらわしているといえるだろう。

「民主的社會は『表現の自由』が前提となつてはじめて存在するものである。しかし社會は『無責任な表現』と見られるものに対しては寛容ではない。そして多数のものが、これを反社会的な言論と認めるような状態にまで發展すれば、社會は『表現の自由』を制限するのをもやむを得ないものとして、制限立法を容認することになる。このように表現の自由は、放任されていては、これを維持することもできない。言論をするものがみずから自粛自戒し、社會から『責任ある言論』として敬意が払われるようになって、はじめて、社會がその自由を擁護し、その安全が保障されるのである。』^⑰

昭和三十年代後半は、また、我國にプライバシー権が本格的に紹介されはじめた時期でもある。

このころから、昭和四十年代にかけてプライバシー権、あるいは西ドイツ法下の「人格権」をとりあつた論文著作が公けにされるようになった。^⑱

また、法学雑誌、ジャーナリズム研究誌にも、マス・メディアと人権をテーマにする特集が掲載された。^⑲

この時期の一種のプライバシー論・ブームとでも称すべき社會現象には、昭和三十九年の「宴のあと」事件東京地裁判決が影響したと思われるが、必ずしも、プライバシー権の権利としての側面が充分に研究されたわけではなかった。

本格的な研究が開始されるのは、昭和四十年代中ごろからである。この時期の論稿著作は多数存在する。ここに、こうした業績を一つ一つ列挙する余裕はない。ここでは、実務家による研究としてユニークな意味を持つものとして、日弁連による都合六年間に及ぶ調査研究の成果である「人権と報道」^⑳（昭和五十四年）をあげるにとどめる。

以上のような点から考えるならば、昭和五十年前後の時期に、第三の批判期を想定することもできるだろう。ただし、この時期が前二期と異なる点は、学術的な研究が行なわれたことである。

が、その後、マス・メディアによるプライバシー権侵害に関する論議は、やや下火になった感があつた。

現在のマス・メディアの報道取材に関する論議が次の批判期のプロローグであるかどうかは、容易に判定しがたい。が、今後、この問題に関して、昨今のメディア関係機材機器の技術開発の結果もたらされる人権侵害の被害の質的量的拡大と並んで、市民間へのプライバシー権の浸透の結果、新たな局面が展開する可能性もあると考えられる。現在の市民は、少なくとも、プライバシー権が紹介され、流行語になるほど耳なれぬ用語であつた「宴のあと」事件当時とは、全く異なる人権感覚を身につけている。

昭和六十一年六月六日付の「朝日新聞」朝刊の投書欄には、プライバシー保護を求める投書が二通掲載されているが、これも、プライバシー浸透の一例と考えることが、できるだろう。

こうした市民間でのプライバシー権概念の一般化の結果、プライバシー保護の論議そのものが新たな意味を持つようになることもある。人権侵害を許容する要因の一つが、市民の権利意識の欠如あるいはひくさだからである。

(iv) 以上、簡単に昭和二十年代から現在に至るマス・メディアと人格的権利をめぐる社会動向をふりかえつた。こうした概観を試みたのは、我国でも、この種の問題が比較的早くから存在したこと、プレスも決して問題を等閑視していたわけではないこと、プライバシー権あるいはドイツ法上の人格権の研究を通して、常に解決策が模索されて来たこと、にもかかわらず、決定的な解決策が示されるに至っていないという問題の現状を確認するためである。

小論もこの種の問題をテーマとするわけであるが、今は完全な解答を示すことはできない。

ただ、この問題の最大のポイントが、人格的権利と表現の自由の二つの基本権の調和点の考察にある以上、最優先

で確立すべきは、実際に使用可能な調整法であることは述べるまでもないであろう。

本稿もまた最終的な目標としては、この調整法の確立を目指しているが、今はこうした考察の第一段階として、肖像権侵害事件を数例とりあげ、これに検討をくわえることにする。

その際、本稿では、過去我国裁判所で問題になった事件を下敷にし、あるいは、これをもとにモデル事件を想定し、いかなる場合に撮影が許容され、あるいは許容されないのか、さらに、撮影が許容される場合に、いかなる手段方法で撮影を行うべきかという観点から論を進めることにする。

私は、報道取材の自由（表現の自由の一内容としての）と人格的権利の保障が基本的に同価値であり、相互に優先順位がないにもかかわらず、実際問題としていずれかを優先せざるを得ないという点が、この問題の解決をきわめてむずかしいものになっていると考える。

実用性のある解決策が求められるわけであるが、私は、問題そのものについては、個々の事件における表現行為の持つ憲法価値と人格的権利保護との比較衡量を行い、その結果、前者が優位するならば、報道取材の自由が優先すると考えている。

ただ、こう考えた場合には、実際に使用可能な判定法が求められるが、この点については、実際の事件をもとに撮影許容——非許容の場合を類型化すべきであると考える。

〔注〕

（一） 浅野健二「犯罪報道は愛えられる」（日本評論社）、同「犯罪報道の犯罪」（学陽書房）、前沢猛「マスコミ報道の責任」（三省堂）、法セ増刊「総合特集35・マス・メディアの現在」（日本評論社）、その他、昭和六一年一〇月一四日付「朝日新聞」の新聞週間特集記事でも、「写真週刊誌とプライバシー」の問題を扱っている。また、法務省東京法務局は、昭

和六一年一〇月二日、「フライデー」発売元の講談社を勧告した。（昭和六一年一〇月二日付「朝日新聞」朝刊）

(2) 堀部政男「犯罪報道と人権」（日本弁護士連合会「自由と正義」昭和五四年二月号）

(3) 日本弁護士連合会編「人権と報道」（日本評論社）六頁による。

(4) ただし、右批判とプレスの対応の相互関係は不明である。

(5) 「新聞法制研究会」の委員は、小野秀雄、蠟山政道、東季彦、戒能通孝、河原峻一郎、田中和夫、団藤重光、宮沢俊義、山根真治郎の各氏である。（日本新聞協会編「新聞の自由」岩波書店二頁による。）

(6) 日本新聞協会編「新聞の責任」二頁。

(7) 日本新聞協会編「新聞の自由」（岩波書店）

(8) 日本新聞協会編「新聞の責任」二頁。

(9) 日本新聞協会編「新聞の責任」（岩波書店）

(10) 日本新聞協会「日本新聞協会十年史」（日本新聞協会）一四〇―一四一頁。

(11) 昭和二六年九月一八日、大橋法務総裁が、衆議院法務委員会で「公安保障法」の構想を説明した。同法は、法務府特別審査局で立案された。

(12) たとえば、昭和二六年九月二〇日付「新聞協会報」（日本新聞協会）に掲載された伊藤正徳（当時、「時事新報」社長）氏が執筆した評論には、「最近役所が占領政策としてのプレスコードに代る法律を作って、新聞を監督するとのうわさがあるが、われわれが作った倫理綱領以外にいかなるコードがありうるのだろうか。」と自らの手になる「プレスコード」制定を指向する部分がある。

(13) 日本新聞協会「日本新聞協会十年史」（日本新聞協会）三八二―三八五頁。

(14) 「自己規正」のネガティブな面としては、第一に、規制が「自己」の手で行なわれる紳士協定である以上、これを守らないメディアがあっても、実効的な規制が期待できず、結局、人権が侵害されること、第二に規制する主体がメディアであるため、市民が情報から疎外される結果になり、知る権利保障の面で問題を生じる危険性があること、第三に我国の新聞史をみると、一部の例外を除き、新聞メディアが自己の新聞の自由を守るため、時の政治権力と充分に対抗して来な

かったことがあげられる。

(15) その他、「自己規正」には、新聞人による批判も存在する。山川力「新聞の自己規制」(未来社)。

(16) 日本新聞協会「日本新聞協会十年史」(日本新聞協会)三八七—三八八頁。

(17) 本会は昭和三十年いらい新聞・放送・出版・レコード・広告など中央地方にわたる各マスコミ諸団体と関係有力社をもつて構成、自主規制による各界の倫理水準の向上と言論表現の自由確保を目的とする団体である」(マスコミ倫理懇談会全国協議会「マスコミの社会的責任」《日本新聞協会》三八六頁)。

(18) マスコミ倫理懇談会全国協議会「マスコミの社会的責任」(日本新聞協会)。

(19) 同右書「まえがき」。

(20) 伊藤正己「ブライバシーの権利」(岩波書店)、戒能通孝「伊藤正己編「ブライヴァシー研究」(日本評論社)、大野文雄「矢野正則」今西勇編「判例実例名譽・ブライバシーの裁判基準(民事刑事事)」(酒井書店)、三島宗彦「人格権の保護」(有斐閣)など。

(21) たとえば、特集「マスコミと人権」(日本弁護士連合会「自由と正義」一九六七年一月号)、座談会「マスコミと人権」『総合ジャーナリズム研究』昭和四二年春季号(東京社)など。

(22) 日本弁護士連合会編「人権と報道」(日本評論社)。

(23) 一通は、行政・政府情報との関係で、ブライヴァシーの保護を論じる内容、他の一通は、自己の住所・氏名などの売買業者、いわゆる「情報屋」の存在を憂慮するものである。

二、許容される肖像撮影

(i) 戦前の我国では、写真撮影の肯否が社会問題として論じられることは、ほとんどなかった。

ただ、学説に限れば、明治三十年代後半から大正期にかけて、主としてドイツに留学した法学者によって、当時のドイツ法学界の議論が紹介されたことはあった。

写真術の発明者が誰であるかについては、ほぼ、ルイ・ジャック・マンデ・ダゲール(仏、一七八七—一八五二)、

ウィリアム・ヘンリー・タルボット（英、一八〇〇—一八七七）、ヨゼフ・ニセフォール・ニエプス（仏、一七六五—一八三三）の三説にわかれ、未だに確定していないようである。^①

一般に、カメラの発明者といわれるダゲールが銀版カメラを発表したのは、一八三九年である。が、タルボットは二年前の一八三五年に紙印画法による写真術を開発し、ニエプスに至っては、一八二六年にすでに、「ヘリオグラフィ」による世界初の風景写真撮影に成功しているのだから、^②論者による相異が生じるのも、もつともである。

しかしながら、ダケール説、タルボット説、ニエプス説のいずれをとるにせよ、一八四〇年代には、カメラが存在したということは、事実である。

そして、ドイツは、新発明品のカメラが早くから普及した国である。

写真家、フレデリック・A・デマレストによれば、世界初の報道写真は一八四二年のドイツ、ハンブルグ大火災の撮影報道であるという。^③

もつとも、初期のカメラは、大型で、しかも撮影に要する化学的知識の点で問題もあつたようであるが、やがて、フィルムの使用とカメラ本体の小型化によって克服されることになった。

技術開発の結果、一八八〇年代には、撮影に特殊な訓練や技能を必要としないカメラが製造されるようになり、急速に一般に普及していったが、これが、そもその肖像撮影と人格的権利侵害問題の起点になったのである。

特別の撮影技術なしで、比較的容易に撮影できるようになった結果、アマチュア写真家による「かくしどり」や「ぬすみどり」が横行するようになった。

こうした行為は、当然ながら、社会から批判をうけ、一大社会問題になった。

当時（一八九五年）、ベルリン控訴裁判所の裁判官だったカイスナー判事が、「肖像権」を提唱し、これをめぐつ

て、ガーライス、ギールケ、コーラーなどが、反対賛成自説を展開したのも、こうした社会的背景があったからである。

このドイツの「肖像権」をめぐる論争が、明治三十七年に今井嘉幸博士によって、また、明治四十四年には、乾政彦博士の手によって我国に紹介され、これを契機に、民法学上、「肖像権」に関する議論がなされるのだが、ともあれ、学説の域にとどまった。⁽⁶⁾

(ii) 裁判所に係属する肖像撮影事件数は、昭和二十年代後半ころから増えはじめた。

要因としては、昭和三十年前後の「カメラ・ブーム」の結果、カメラが一般家庭に急速に普及したこと、この頃から急激に増加しはじめた雑誌類の創刊にともない写真雑誌も新たに出版されはじめたため、売り込みを主目的にしたフリーランス・カメラマンによる強引な撮影が増えはじめたことが考えられる。

当時のカメラマンの心情は、どのようなものであったか。昭和三十二年発行の新聞雑誌関係の報道実例集には、つぎのようなフリーのカメラマンの気概が紹介されている。

『「赤線地帯」のスナップで売り出した女流カメラマン常盤とよ子さんは、スクープの意味をこう考えているそうだし――

『私は決して他人の秘密をあばいているものではありません。多少とも、私のカメラの力で社会のお役に立ちたいと思っていますのです。それに、あたりまえのものをとっては写真雑誌で買ってくれないんですよ。』⁽⁷⁾

事実、報道取材との関係で訴えられた事件、あるいは、訴訟には至らないまでも、抗議を受けた撮影は、ほぼ、昭和二十年代後半から昭和三十年代にかけて増えはじめている。

民事事件としては、入浴中の人物を撮影し、これを写真雑誌に掲載した行為が、「名誉権」侵害であるとして訴えられた東京温泉写真撮影事件（昭和三十一年）や、「東京の京おんな 温泉列車へ御同伴 大原女のヨルバイト」という見出しをつけて、あたかも売春行為を連想させるような記事を掲載した上、行商姿の写真を撮影し、これに「夜の新宿飲み屋街を流す大原女」という説明をつけて掲載した行為が、名誉毀損事件になった例（昭和三十年）などがある。

そのほか、結局告訴が取下げられたため、裁判所の判断が下されなかった例としては、サンケイ新聞事件などが⁽¹⁰⁾ある。「サンケイ新聞事件」は、昭和三十六年八月二十九日付「サンケイ新聞」紙上に、プールサイドで語りあっている水着姿の若い男女を望遠レンズで撮影し、あたかも男性が性的な下心を持っているかのような説明文をつけくわえて掲載した事件である。

被撮影者の男性は、右写真発表後まもなく法務局に人権侵害であると訴えた。そして、その後、名誉毀損として告訴したが、途中で告訴をとり上げ、判決が下されることはなかった。

ところで、問題の写真は、当時「サンケイ新聞」夕刊が企画連載していた「日本の断面―若もの」というシリーズの写真として掲載されたものであって、説明文はともかく、写真には、社会ルポルタージュ写真として社会批評の意図がみとめられる。

つまり、この写真は、単なる「のぞきみ写真」ではなく、表現行為の一種として、憲法二十一条による保障の可能性が考えられるのである。

一方、被撮影者側についても、プライバシーの保護がはからなければならないはず、この意味において、サンケイ新聞事件は、本稿のテーマとの関係で重要な意味を持つ。

④そのほか、新聞雑誌が関係した事件には、記事の見出しやリードが、名誉を毀損し、あるいはプライバシーを侵害したとして問題になった民事事件が多数存在するが、これらの事件の整理検討は、後日再び行うことにする。

以下では、我国肖像権関係事件の一部（刑事事件）をとりあげ、前節で述べたとおり、これらの事件をもとに、いかなる場合に撮影が許容され、あるいは許容されないかという点につき試論を述べることにする。

(1) デモ隊（行進）の撮影

肖像権関係事件（刑事事件）中、もっとも多数を占めるのが、デモ隊撮影の事件である。

そのうちの大部分は、警察官による公益目的での撮影が問題になった事件であるが、少数ながら報道関係者の行った撮影の事件も存在する。

むろん、本稿が想定するデモ隊（行進）撮影は、報道関係者が報道取材目的で行った撮影の事件である。警察官による場合は、人権対人権の問題ではなく、本稿の直接の検討対象ではない。

報道取材目的によるデモ行進撮影の事件としては、たとえば、「金沢デモ」取材妨害事件^①が存在する。「金沢デモ」事件は、破防法案反対のデモ行進（「金沢デモ」）に参加した被告が、付近の運動具店の二階から行進の状況を撮影していた「北国新聞」のカメラマンを発見し、その撮影を制止する目的で、右運動具店内にたちいった行為が、住居侵入罪に問われた事件である。

ところで、「金沢デモ」事件第二審名古屋高裁金沢支部に提出された弁護士控訴趣旨には、あたかも基本権としての肖像権を主張するかのような部分がある。

「……写真を撮らせるか否かは基本的人権の一部に属し、個人の意思に反して不当に写真を撮ろうとするものに対し、これを阻止する権利がある。」^②

しかしながら、右主張を字義どおり受けとめるのは危険であろう。弁護人の真意は、むしろ被害の住居侵入行為を写真撮影を「阻止する権利」の使用であるとして正当化する点にあったと思われる。

また仮に被告に写真撮影を阻止する権利が認められるとしても、「金沢デモ」事件における被告の行為は、基本権保障の範囲を逸脱するものである。

弁護人の主張する、名高裁金沢支部の、「右写真フィルム」の奪取を目的として写真班員の所在する他人住家の二階に家人の制止を無視して土足のまま駆け上り室内を搜索する権利は到底これを認容することができない。」とする判断は妥当な結論というべきである。⁽¹³⁾

一方、警察官によるデモ行進撮影の事件は、昭和四十四年の有名な「京都公安条例事件」⁽¹⁴⁾ 最高裁大法廷判決をはじめとして、「北海道学連安保闘争事件」札幌地裁判決、「大阪証券労組保安阻止デモ事件」⁽¹⁵⁾ 大阪地裁判決、同事件大阪高裁判決など、多数存在する。

が、先にも述べたように、これらの警察官による撮影は公益目的によるものであって、報道取材目的によるそれは区別する必要がある。

そこで、ここでは、「金沢デモ」撮影事件を参考に、新聞社カメラマンが、被撮影者が参加するデモ行進のようすを、拒否されたにもかかわらず撮影した（報道取材目的で）という事案を想定することにする。

一般に、こうした報道取材目的でのデモ行進の撮影は、適正な方法手段で行なわれる限り（この点は次節で再度検討する）、許容されるべきと考える。

表現の自由と人格的権利を対置した場合、相互に保障順位の優劣はないと考えるが、デモ隊撮影の場合は、まず、憲法上の保障があることにくわえて（報道機関・関係者が報道取材目的で行う撮影は憲法二十一条によって保障され

る。)報道取材行為に、国民の「知る権利」を充足する機能が認められる。

デモ行進の撮影の場合、憲法上の基本権として、「表現の自由」及びその一内容である「報道取材の自由」による保障と、「知る権利」の充足という点で、二重の憲法上の保障が考えられる。

また、補助的な許容の理由として、一般に、デモ行進参加者に、デモ行進という形態による自己の思想信条の表現意思が認められる点もあげられるだろう。

たとえば、「金沢デモ」事件のデモ行進が破防法反対という政治的意思の表明であったように、デモ行進参加者は、そのデモの意味を知って、積極的にこれに参加、自己の思想信条を表明していると考えられる。

したがって、デモ行進参加者は、行進中の自己の姿が不特定多数人の目に触れることを承知して参加したと考えられる。

もっとも、このことは、撮影許容の肯否判定とは、一応区別される。デモ行進参加という行為がすなわち、肖像撮影の承諾を意味するわけではない。デモ行進参加が直ちに基本権としての「肖像権」の放棄を意味することはない。

ただ、補助的に肖像撮影を可とする方向に働くベクトルを持つだけである。⁽¹⁸⁾

(2) ピケッティングの撮影

以上述べたところは、ピケッティングの撮影にも演説の撮影についてもほぼ同様に考えられる。ピケッティングの撮影も、演説の撮影も、適正な方法手段によって行なわれる限り、許容されると考える。

ところで、ピケッティングの撮影の事件は、デモ撮影の事件数に比して極めて少数である。

が、皆無というわけではない。たとえば、昭和三十八年の京都地裁に係属した事件は、ピケッティング撮影を含む事件⁽¹⁹⁾である。

もっとも、同事件における撮影者は、警察官および市教育委員会の職員である。警察官による撮影は、証拠保全目的で、適当な距離をおいて行なった撮影である。また、職員についても、少なくとも報道取材目的で行ったとは考えられない。裁判所が職員の撮影目的を、「講習会開催の顛末を上司に報告する資料とするもの」と判断したのは、当然である。

そのほかに、適当な報道取材目的によるピケットイングの撮影の事例は、発見できなかったため、たとえば、ピケットイング状況を、報道関係者が、報道取材目的で撮影している様子を撮影した場合といったモデル・ケースを前提とする。

ピケットイング撮影の場合も、デモ行進の撮影と同様、「表現の自由」「知る権利」二重の保障が考えられ、また、一般にピケットイング参加者にも、自己の思想信条のアピールの存在がみとめられることも、デモ行進参加者の場合と同様である。

(3) 演説の撮影

撮影が許容されると考えられる第三の類型は、演説の撮影である。

演説の撮影についても、報道取材目的で行なわれる限り、「表現の自由」「知る権利」二重の憲法上の根拠が考えられることは、前二者の場合と同様である。

したがって、報道取材目的で行なわれた演説撮影の事件を引用するまでもないと思われるが、演説撮影については、報道取材目的での撮影の事件——「津田沼駅構内撮影事件」⁽²⁰⁾——が存在するので、本節をしめくくる意味で、右事件を概観することにする。

事件は、要するに、駅構内でのアジ演説・労働歌合唱等の様子を、新聞記者が撮影し、これを発見した被告等が、同記者に暴行をくわえたというものである。

第一審千葉地裁が認定する事実によると、―被告等は、昭和二十五年十月に行なわれたレッドパージ人員整理反対目的で開催された京成電鉄京成津田沼駅構内でのアジ演説・労働歌合唱等に参加していた。当時、毎日新聞の記者であったUは、同被告等の様子を反対側車線より撮影していたが、被告等は同記者の姿をみかけると、ただちに、同車線に赴き、同記者をどりかこみ、また現場にいあわせて、同記者を救出しようとした同僚の記者Mをも同様にとりかこみ、罵倒し、暴行をくわえ、またカメラをとりあげ、フィルムを露光するなどした。この被告らの行為が新聞記者の業務たる取材活動を妨害したとして、業務執行妨害罪にとわれた。――というのが、事件のあらましである。

第一審千葉地裁の判決は被告人有罪（懲役一年六月、執行猶予三年）であったが、被告より控訴が提起された。

事件は東京高裁に係属することになったが、控訴審でも、肖像権侵害を述べるところはなく、原判決第一審の事実誤認を主張するのみである。

控訴人主張に対する東京高裁判決は、簡単に、原判決にはいささかも事実誤認は存しない、と述べて業務妨害罪の成立をみとめている。

結局、東京高裁は、新聞記者の取材活動を正当とした。もっとも、同事件では、被撮影者が肖像権侵害を主張したわけではなく、したがって、判決文に肖像権侵害について述べる部分はない。

この点、右東京高裁判決が、記者の報道取材活動を優先させる趣旨の判決であると考えられないでもないだろう。⁽²¹⁾だが、同判決は、要するに、新聞記者の業務である取材活動と業務妨害罪の成否を論じていたのであって、報道取材活動について憲法論の視点より論じているわけでないことを考えるならば同判決の過大評価はできないだろう。（未完）

〔注〕

- (1) 田中雅夫「写真一三〇年史」(タヴィド社)二二頁―四五頁参照。
- (2) 細江英公・澤本徳美「写真の見方」(新潮社)八〇頁―八一頁「写真史年表」参照。
- (3) シラキーズ大学編・岡田耕訳「明日のジャーナリズム」(タヴィド社)のデマレスト執筆部分によれば、「一八四二年にドイツのハンブルグに大火事が起こり、市内はほとんど燃えつくしました。このとき活躍したのが、フランスのダゲール(一七八九―一八五一)の発明した銀版写真で、彼がその写真法を世界に発表してから、たった三年後のことでした。こうして、この大火事の場合は、写真報道(フォト・ジャーナリズム)」という、ニュース報道のもっとも有力な媒体の一つを通して、世界に紹介されました。」とされる。(同書一八九頁)
- (4) 今井嘉幸「写真拒絶権(法理演習報告)」(「法学協会雑誌」二二卷二号)
- (5) 乾政彦「肖像権」(「法学協会雑誌」二九卷六・七・九・一〇号)
- (6) その後、昭和期にも、「肖像権」を述べる民法関係の論文著作があらわれたが、実定法上に確立した位置を占めることはなかった。

- (7) 城戸又一編「誤報」(日本評論新社)一六〇頁。
- (8) 東地判昭和三一年八月八日、判時九二号一六頁以下、下民集七卷八号二二二五頁以下。
- (9) 東高判昭和三〇年六月二七日、高等裁判所判決時報六卷七号二二一頁以下。
- (10) 甲斐良一「写真と人権」(東京写真専門学校出版局)一四七頁以下。
- (11) 名高金沢支判昭和二八年一二月二日、高刑集六卷一三号一八七頁以下。
- (12) 同右。

- (13) また、「金沢デモ」判決は、新聞社カメラマンの撮影について、「デモ隊員が合法的な条件の下に市中の繁華街を公然示威行進する情景を新聞社写真班員が記事の取材活動として撮影することは、社会の諸現象の知識及びニュースを読者に正確公平に頒布すべき新聞の使命に鑑み当然社会的に許された行為といわなければならないのであり所論肖像権の理念をもって右活動を妨害することは権利の濫用と評定しなければならない。」と述べ、強く新聞の自由、取材の自由を認め

ている。

(14) 最大判昭和四四年一二月二四日、判時五七七号一八頁以下、刑集二三卷一二号一六二頁以下。

(15) 札幌地判昭和三五年八月一七日、刑事裁判資料一六三号五四二頁以下。

(16) 大阪地判昭和三七年一月二九日、判時二八七号五頁以下。

(17) 大阪高判昭和三九年五月三〇日、判時三八一号一七頁以下。

(18) この点、我国判決の一部には、いわゆる「放棄の擬制」(大阪高判昭和三九年五月三〇日、判時三八一号一七頁以下など)を述べるものがあるが、こうした法理はとることができない。

(19) 京都地判昭和三八年一月二五日、判時三六四号四九頁以下。

(20) 東高判昭和三一年七月一八日、高刑集九卷七五九頁以下。

(21) 大家重夫「肖像権」(新日本法規出版)は、津田沼駅撮影事件について、「直接、肖像権を扱っていないが、新聞記者対労働組合員事件で、新聞記者の取材活動を優位におく。……判決は、記者が報道のために、公衆を撮影することは当然であると前提しているように思われる」(同書九六頁)と述べている。